

6. 生活支援に関する施策

ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦が、修学や疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において児童の世話等を行うひとり親家庭等日常生活支援事業を実施している。

平成28年度からは、未就学児のいるひとり親家庭について、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる等の場合の定期的な利用を可能としている。

○実施状況

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
指定都市	18か所 (94.7%)	18か所 (94.7%)	19か所 (95.0%)	19か所 (95.0%)	19か所 (95.0%)	20か所 (100%)
中核市	26か所 (65.0%)	25か所 (61.0%)	23か所 (56.1%)	24か所 (57.1%)	24か所 (55.8%)	25か所 (55.6%)
一般市・町村	941か所 (55.5%)	928か所 (55.0%)	926か所 (55.5%)	908か所 (54.0%)	910か所 (54.2%)	876か所 (52.3%)
合計	985か所 (56.1%)	971か所 (55.6%)	968か所 (55.4%)	951か所 (54.6%)	953か所 (54.7%)	921か所 (52.9%)

○実績

区分	平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計															
実件数	5,143件	465件	5,608件	4,511件	316件	4,827件	4,102件	353件	4,455件	4,195件	413件	4,608件	3,673件	469件	4,142件	3,100件	415件	3,515件
延べ件数	34,315件	7,495件	41,810件	37,141件	7,832件	44,973件	43,603件	8,247件	51,850件	45,404件	8,198件	53,602件	36,899件	7,264件	44,163件	27,946件	5,943件	33,889件

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

子育て短期支援事業

母子家庭等が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、市町村が一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童を児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業を実施している。

(1)短期入所生活援助(ショートステイ)事業

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業。

	平成15年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施か所数	355か所	614か所	651か所	671か所	678か所	711か所	740か所

※ 母子家庭以外の利用者も利用可能

※ 平成27年度変更交付決定ベース。その他の年度は実績値。

(2)夜間養護等(トワイライトステイ)事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

	平成15年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施か所数	107か所	329か所	354か所	358か所	364か所	370か所	375か所

※ 母子家庭以外の利用者も利用可能

※ 平成27年度変更交付決定ベース。その他の年度は実績値。

ひとり親家庭等生活向上事業

ひとり親家庭等は、児童の養育や健康面の不安など生活の中に多くの問題を抱えており、また、ひとり親家庭の児童は、親との死別、離別という事態に直面し、精神的にも不安定な状況にある。このことから、生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るため、地方公共団体が、ひとり親家庭等の地域での生活について総合的に支援を行うひとり親家庭等生活向上事業を実施している。

平成28年度からは、従来のメニュー事業を再編し、ひとり親に対して、専門家を活用した家計管理等の講習会や学習支援などを行う「ひとり親家庭等生活支援事業」及びひとり家庭の子どもの生活習慣の習得や食事の提供等を行う「子どもの生活・学習支援事業」を実施している。

下記(1)～(5)の事業は平成27年度限り。

(1)ひとり親家庭等相談支援事業

ひとり親家庭等は、平日や日中に就業や子育てを抱えており、また健康面において不安を抱えていても働かなければ生活を維持することが困難な状況にあり、こうした負担等が要因となって、体調を崩したり、親子関係に問題が生じるなどして、生活に困難が生じている場合も少なくない。こうしたひとり親家庭が直面する課題に対応するため相談支援を実施する。

(2)生活支援講習会等事業

ひとり親家庭等が、就労や家事等日々の生活に追われ、育児や母親・児童の健康管理などに十分に行き届かない面があることを補うため、生活支援に関する講習会を開催する。

(3)児童訪問援助事業

ひとり親家庭の児童は、親との死別・離婚等により心のバランスを崩し、不安定な状況にあり、心の葛藤を緩和し、地域での孤立化を防ぎ、新しい人間関係を築くなどの援助を必要としている。こうした状況を踏まえ、ひとり親家庭の児童が気軽に相談 することのできる児童訪問援助員(ホームフレンド)を児童の家庭に派遣し、児童の悩みを聞くなどの生活面の支援を行う。

(4)学習支援ボランティア事業

ひとり親家庭の児童は、精神面や経済面で不安定な状況におかれることにより、学習や進学 の意欲が低下したり、十分な教育が受けられず、児童の将来に不利益な影響を与えかねない。

このため、ひとり親家庭の児童の学習を支援したり、児童から気軽に進学相談等を受けることができる大学生等のボランティアを児童の家庭に派遣する。

(5)ひとり親家庭情報交換事業

ひとり親家庭になって間もない家庭は、生活環境の変化が著しく、親自身が生活の中で直面する問題にひとりで悩み、精神面でも不安定な状況にある。このことから、ひとり親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場を設ける。

ひとり親家庭等生活向上事業の実施状況

	指定都市	中核市	一般市・町村	合計
平成22年度	13か所 (68.4%)	15か所 (37.5%)	770か所 (45.4%)	798か所 (45.4%)
平成23年度	13か所 (68.4%)	14か所 (34.1%)	765か所 (45.3%)	792か所 (45.3%)
平成24年度	15か所 (75.0%)	11か所 (26.8%)	787か所 (47.2%)	813か所 (46.5%)
平成25年度	16か所 (80.0%)	14か所 (33.3%)	789か所 (47.0%)	819か所 (47.0%)
平成26年度	19か所 (95.0%)	15か所 (34.9%)	784か所 (46.7%)	818か所 (47.0%)
平成27年度	18か所 (90.0%)	18か所 (40.0%)	795か所 (47.4%)	831か所 (47.7%)

ひとり親家庭等生活向上事業の実績

	平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	母子	父子	合計	母子	父子	合計												
ひとり親家庭等相談支援事業	9,056件	136件	9,192件	11,548件	142件	11,690件	11,718件	159件	11,877件	15,956件	213件	16,169件	18,875件	640件	19,515件	22,690件	851件	23,541件
生活支援講習会等事業	14,758件	94件	14,852件	19,278件	61件	19,339件	17,271件	62件	17,333件	14,372件	85件	14,457件	13,437件	82件	13,519件	12,685件	238件	12,923件
児童訪問援助事業	867件	87件	954件	821件	79件	900件	676件	96件	772件	1,058件	143件	1,201件	932件	176件	1,108件	488件	116件	604件
学習支援ボランティア事業	—	—	—	—	—	—	638件	0件	638件	11,912件	545件	12,457件	32,730件	903件	33,633件	47,092件	2,257件	49,349件
ひとり親家庭情報交換事業	441回			495回			435回			430回			346回			366回		

平成22年度より健康支援事業、土日・夜間電話相談事業をひとり親家庭等相談支援事業に組み替え
 平成24年度より学習支援ボランティア事業を実施
 各実績は延べ件数を記載

母子世帯等の住居の状況

母子世帯等の住居の状況

	総数	持ち家	借家等			同居	その他
			公営住宅	公社・公団住宅	借家		
母子世帯	1,648 (100.0%)	491 (29.8%)	299 (18.1%)	42 (2.5%)	537 (32.6%)	181 (11.0%)	98 (5.9%)
父子世帯	561 (100.0%)	375 (66.8%)	27 (4.8%)	7 (1.2%)	85 (15.2%)	44 (7.8%)	23 (4.1%)

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国母子世帯等調査」(平成23年度)
 ※全国母子世帯等調査は抽出調査であるため、世帯数は集計客体における該当世帯数。

(参考) 普通世帯の住居の状況

(単位：千世帯)

普通世帯 (a+b+c)	主世帯 (a) 1)	持ち家	借家総数				同居世帯 (b)	住宅以外 の建物に居 住 (c)
			公営住宅	都市再生機構・ 公社の借家	民営借家	給与住宅		
			52,298.1 (100.0%)	52,102.2 (99.6%)	32,165.8 (61.7%)	1,958.6 (3.8%)		

普通世帯：住居と生計をともにしている家族などの世帯。

主世帯：1住宅に1世帯が住んでいる場合はその世帯を「主世帯」とし、1住宅に2世帯以上住んでいる場合はそのうちの主な世帯を「主世帯」とし、他の世帯を「同居世帯」とした。

1) 住宅の所有の関係「不詳」を含む。

出典：総務省統計局「住宅・土地統計調査」(平成25年)より家庭福祉課作成

住居の安定確保

住宅は生活の重要な基盤であり、母子家庭等が、安心して子育てと就業又は就業のための訓練との両立が可能となるよう、住居の安定確保を図り、生活面での支援体制を整備することが重要である。このため以下の措置を実施している。

(1) 公営住宅

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、その住居の安定を図ることを目的とするものであるが、母子家庭等については、公営住宅への入居者の選考に際し、住宅に困窮する低額所得者の中でも特に住宅困窮度が高い世帯として、事業主体である地方公共団体の判断により、抽選による当選率を一般の入居希望者より有利に取り扱う等の優先入居の取扱いを行うことができることとなっている。

また、入居者の収入の算定にあたっては、非婚の母又は父についても、寡婦(寡夫)控除の対象となるよう政令改正を行ったところ(平成28年10月1日施行)。

(2) 都市機構賃貸住宅

都市再生機構が管理するUR賃貸住宅においては、子育て世帯(現に同居する満20歳未満の子(「子」には孫、甥、姪等の親族を含む)を扶養している方又は妊娠している方を含む世帯)等に対し、新規募集(抽選)における倍率優遇を設定している。

また、一定の要件を満たす子育て世帯等と、これを支援する直系血族等又は現に扶養義務を負っている3親等内の親族を含む世帯が、機構が指定するUR賃貸住宅又はエリアにおいて近居する場合に、新たにUR賃貸住宅に入居する世帯の家賃を最大5年間20%(上限4万円)減額する近居割の措置、国の地域優良賃貸住宅制度を活用して、一定の要件を満たす子育て世帯に対して、家賃を最大6年間20%(上限2.5万円)減額する措置を行う住宅等を供給している。

(3) 民間賃貸住宅

国においては、地方公共団体・不動産関係団体・居住支援団体等が連携して居住支援協議会を組織し、子育て世帯等の民間賃貸住宅への入居の円滑化のために行う取組みを支援している。

また、入居に際して連帯保証人を確保することが困難である場合であっても、居住支援協議会等において民間事業者による家賃債務保証サービスの情報提供等が実施されているほか、子育て世帯等の入居を敬遠しない賃貸住宅等について、一般財団法人高齢者住宅財団において家賃債務保証が実施されているところである。

(4) 雇用促進住宅の活用

雇用促進住宅については、母子家庭等が、就職若しくは就職が内定している又はハローワークにおいて求職活動中であること等の条件を満たせば、貸与の対象者としている。

母子生活支援施設

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがあると認められる場合、当該母子を入所させて、必要な生活指導を行い、社会的に自立させることを目的とする施設である。

施設数及び入所世帯数

	平成 15年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
施設数	287施設	272施設	265施設	269施設	256施設	250施設	248施設	238施設
入所世帯数	4,366世帯	4,002世帯	3,808世帯	4,218世帯	3,861世帯	3,975世帯	3844世帯	3954世帯

資料：厚生労働省「福祉行政報告例」（各年度末）

母子生活支援施設の入所理由別入所状況

（単位：世帯）

入所理由	総数	入所理由					
		夫等の暴力	住宅事情	経済的理由	入所前の家庭内 環境の不適切	母親の心身の不安定	その他
平成15年度	2,552 (100.0%)	1,106 (43.3%)	511 (20.0%)	539 (21.1%)	210 (8.2%)	82 (3.2%)	104 (4.1%)
平成21年度	2,269 (100.0%)	1,227 (54.1%)	411 (18.1%)	363 (16.0%)	159 (7.0%)	66 (2.9%)	43 (1.9%)
平成22年度	2,353 (100.0%)	1,263 (53.7%)	454 (19.3%)	347 (14.7%)	159 (6.8%)	79 (3.4%)	51 (2.1%)
平成23年度	2,589 (100.0%)	1,452 (56.1%)	454 (17.5%)	373 (14.4%)	182 (7.0%)	55 (2.1%)	73 (2.8%)
平成24年度	2,526 (100.0%)	1,390 (55.0%)	463 (18.3%)	291 (11.5%)	229 (9.1%)	96 (3.8%)	57 (2.3%)
平成25年度	2,652 (100.0%)	1,442 (54.4%)	463 (17.5%)	358 (13.5%)	219 (8.3%)	77 (2.9%)	93 (3.5%)
平成26年度	2,304 (100.0%)	1,335 (57.9%)	407 (17.7%)	250 (10.9%)	162 (7.0%)	80 (3.5%)	70 (3.0%)

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「母子生活支援施設入退所状況調査」（H15、H20～H23）、「社会的養護の現況に関する調査」（H24～H26）